

第5章

高等教育の充実

総論

グローバル化や少子高齢化など社会の急激な変化に直面する中で、我が国は持続可能で活力ある社会を目指した変革を成し遂げなければなりません。そのために、大学をはじめとする高等教育機関は、我が国及び国民が直面する課題にしっかり応えていく重大な責務を有しているということを認識し、国民や社会からの期待に応える改革を主体的に実行することが求められています。

文部科学省は、教育再生実行会議や中央教育審議会等における議論を踏まえ、今や待ったなしの状況にある高等教育改革の着実な実現に取り組んでいます。あわせて医療人や法曹などの専門人材の養成や、地域医療の中核としての大学附属病院の機能強化、高等専門学校や専門学校の充実など高等教育の多様な発展のための様々な取組を推進しています。

さらに、意欲と能力のある学生が経済的理由によって学業を断念することがないように、奨学金事業の一層の拡充や各大学が行う授業料減免措置への支援等に取り組むとともに、学生の就職活動への支援やキャリア教育の充実に向けた支援も行っています。

第1節 高等教育施策の動向

1 大学改革の進展

(1) 大学改革の基本的方向性について

我が国社会のあらゆる側面において、かつて経験したことのないスピードで大きな変化が進行しています。例えば、IoT (Internet of Things)、ビッグデータ、人工知能等を活用する「第4次産業革命」は、既存の産業構造、就業構造、さらには人々の生活を一変させる可能性があることが指摘されています。このような経済社会の変化やグローバル化の急速な進展、本格的な人口減少社会の到来の中で、一人一人の実りある生涯と我が国社会の持続的な成長・発展を実現し、人類社会の調和ある発展に貢献していくためには、人材育成と知的創造活動の中核である高等教育機関が一層重要な役割を果たすことが求められます。とりわけ、今後の人材育成においては、新たな知識・技能を習得するだけでなく、学んだ知識・技能を実践・応用する力、さらには自ら問題の発見・解決に取り組む力を育成することが特に重要となっています。このことを通じて、自主的・自律的に考え、多様な他者と協働しながら、新たなモノやサービスを生み出し、社会に新たな価値を創造し、より豊かな社会を形成することのできる人を育てていかなければなりません。

我が国の高等教育機関への主たる進学者である18歳人口の推移を見ると、平成4年の約205万人をピークに減少しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、現在約120万人の18歳人口が、42年には103万人、52年には88万人に減少すると試算されています(図表2-5-1)。また、経済開発協力機構(OECD)の調査によると、27年の我が国の大学学士課程への進学率は50%であり、OECD平均の57%と比べると低いという評価もできる一方、専門学校等も含めた高等教育機関全体への進学率は80%であり、OECD平均の66%を上回っています(図表2-5-2)。

このような状況を踏まえ、学ぶ意欲と能力を持つ全ての若者に高等教育の機会を開くとともに、社会人の学び直しなど生涯学習の場としての機能の充実や、留学生の受入れの推進、大学院教育の充実なども含めて、一層多様で質の高い大学教育の機会の充実に努めていくこ

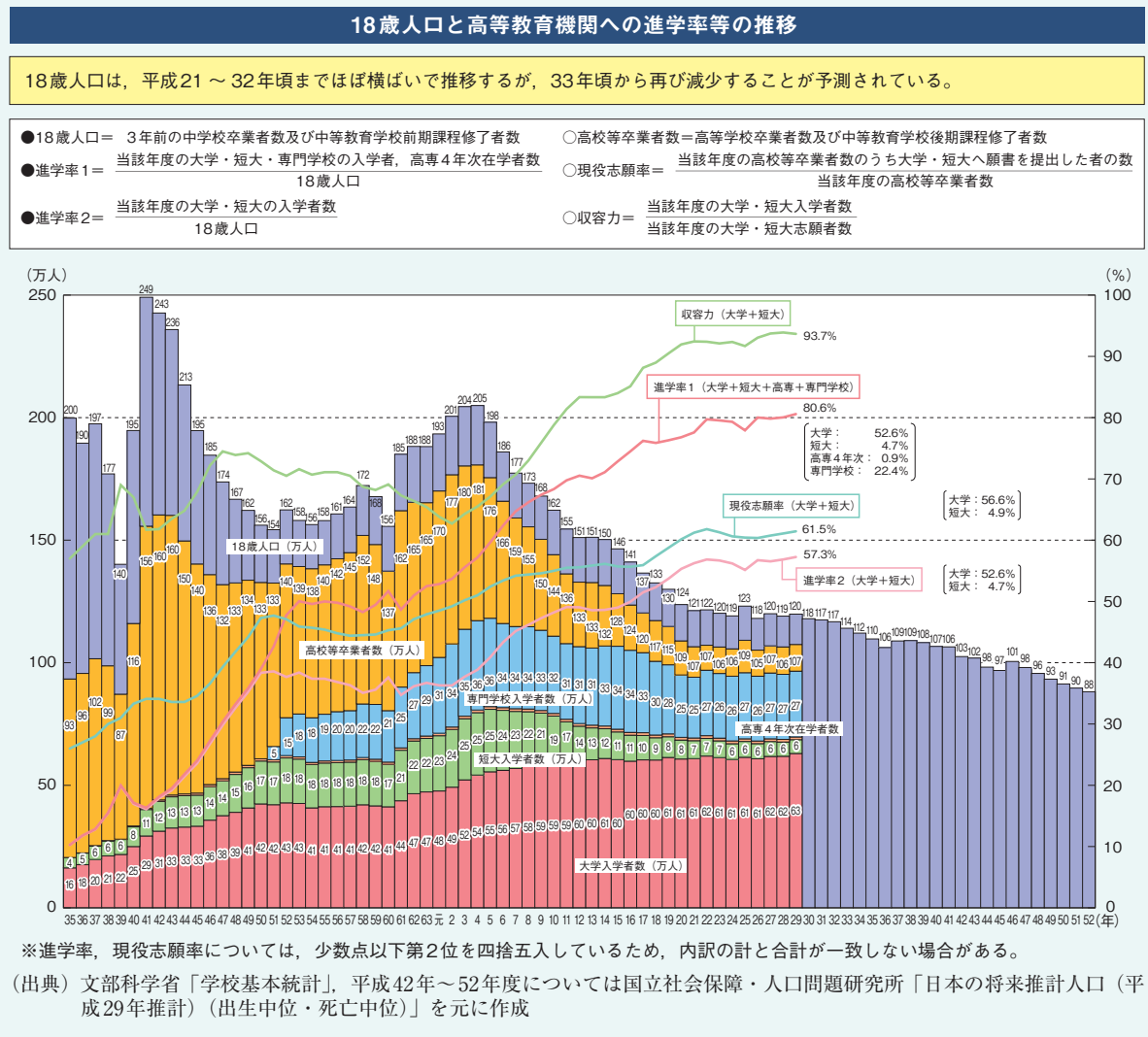
とが重要です。

特に、大学教育の質については、社会で求められる人材が高度化・多様化する中で、教養・知識等に加え、課題発見・探求のための批判的思考力や判断力、チームワークやリーダーシップを発揮して社会的責任を担い得る倫理的・社会的能力などを育成することが求められています。このため、学生の主体的な学びを重視した大学教育への転換などを図るとともに、大学の設置認可、設置後の認証評価など大学教育の質保証の仕組みの更なる充実に取り組んでいく必要があります。

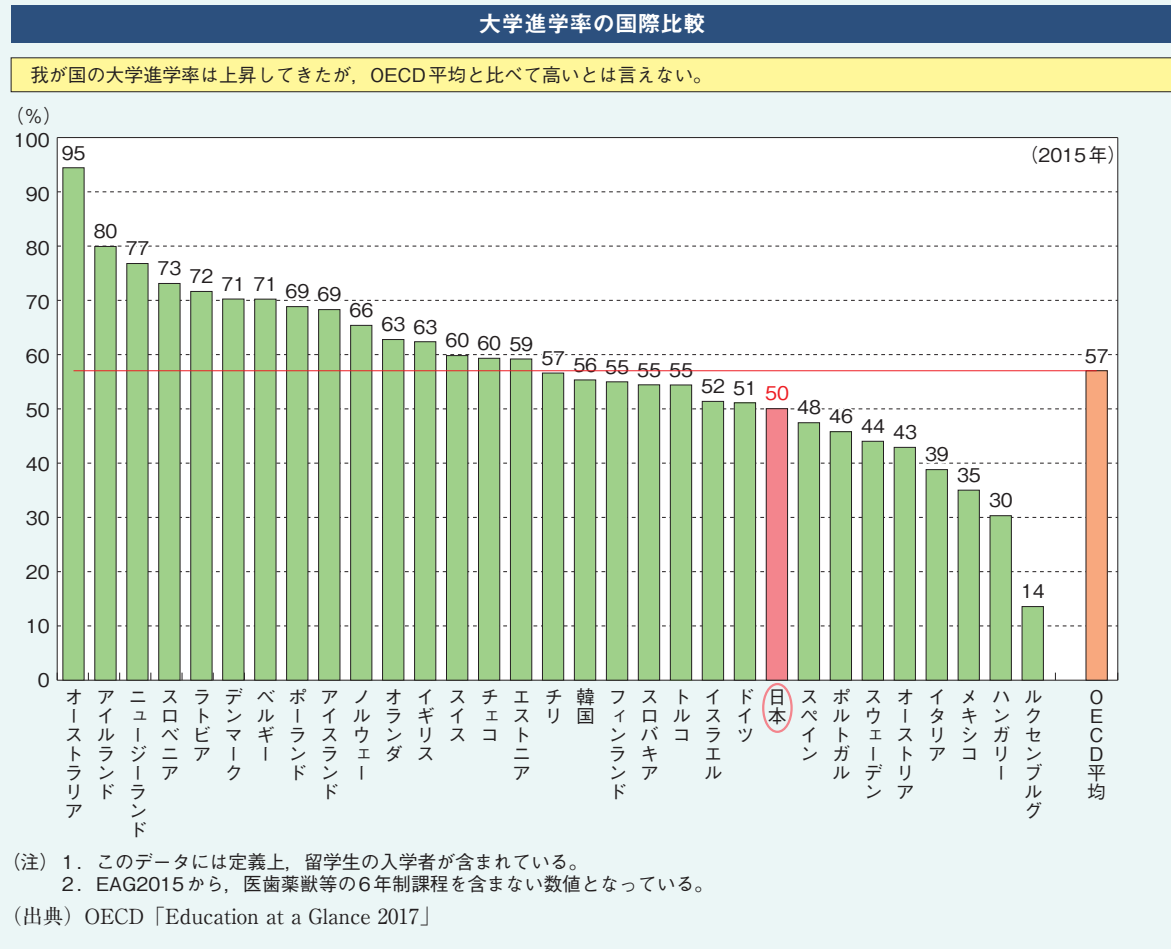
知識基盤社会が一層進展するこれからの時代において、「大学力は国力そのもの」であり、社会の期待に応える大学改革を推進するとともに、改革に積極的に取り組む大学を強力に支援することによって、大学教育の充実を図っていく必要があります。

このような問題意識の下、平成29年3月には「我が国の高等教育に関する将来構想について」中央教育審議会に諮問を行い、おおむね2040（平成52）年頃の社会を見据えた、これからの時代の高等教育の将来構想について、総合的な検討を要請しました。本諮問を受け、中央教育審議会大学分科会将来構想部会を中心に審議が進められており、29年12月には、「今後の高等教育の将来像の提示に向けた論点整理」が取りまとめられたところです。今後も引き続き、具体的な将来像とその実現のための制度改正の在り方について検討を続けることとされています。

図表 2-5-1 18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



図表 2-5-2 大学進学率の国際比較



(2) 平成29年度の大学改革の動向

社会からの期待に応える大学づくりを更に推進するため、文部科学省は、高大接続改革の推進、学生の主体的・協働的な学習を促す視点からのアクティブ・ラーニングの充実、大学の国際競争力の向上、イノベーションの創出のための教育・研究環境づくり、社会人の学び直し機能の強化等に取り組んでいます。

高大接続改革については、平成25年10月の教育再生実行会議第四次提言、26年12月の中央教育審議会答申、27年1月の「高大接続改革実行プラン」の策定を踏まえて、28年3月に「高大接続システム改革会議」において専門的な見地から検討を行い、最終報告を取りまとめました。この報告では、学力の3要素を確実に育み、多面的・総合的に評価を行うため、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的な改革について、文部科学省が具体化を図るべき案が提言されています。この報告を受け、文部科学省は、高大接続改革の着実な実現に向け、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜における各取組を進めています*1。

第二に、一億総活躍社会の実現の観点から、意欲と能力のある若者が、家庭の経済状況にかかわらず大学教育を受けられるよう、奨学金の充実など教育費負担軽減に取り組んでいます。特に、「ニッポン一億総活躍プラン」、「未来への投資を実現する経済対策」の方針を踏まえ、文部科学省内に給付型奨学金制度検討チームを設置し半年にわたり議論を重ね、「日

*1 参照：第1部教育再生の着実な推進第2節

本学生支援機構法」の改正を経て、我が国として初めての返還不要の給付型奨学金制度を創設しました。

第三に、大学院教育の在り方については、中央教育審議会大学分科会で決定した「未来を牽引する大学院教育改革（審議まとめ）」を踏まえ、「第3次大学院教育振興施策要綱」を策定するとともに、産学官から成る有識者会議を開催し、卓越大学院（仮称）についての基本的な考え方について取りまとめました。さらに、平成29年度に日本学術振興会において産学の専門家からなる「卓越大学院プログラム（仮称）構想推進委員会」を開催し、29年12月に「卓越大学院プログラム 公募の方向性について－最終報告－」を取りまとめました。そして、30年度から「卓越大学院プログラム」を本格的に実施する予定です。また、中央教育審議会大学分科会では、専門職大学院の機能強化や法科大学院教育の改善についても審議を進めています。

第四に、国立大学については、「国立大学経営力戦略」（平成27年6月16日 文部科学省）の下、28年度から始まった第3期中期目標期間においては、自己改革に積極的に取り組む大学に対し、評価に基づく国立大学法人運営費交付金の重点配分を実施することにより、各大学の強み・特色を一層発揮し、これまで進めてきた国立大学改革の更なる加速を図ります。また、28年5月の国立大学法人法の改正により、我が国の大学における教育研究水準の著しい向上とイノベーション創出を図るため、文部科学大臣が世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる国立大学法人を「指定国立大学法人」として指定することができる制度を創設しました。この制度により、29年度に五つの国立大学法人を「指定国立大学法人」として指定しています。加えて、同法改正では、国立大学法人等の資産の有効活用を図るための措置として、①第三者への土地等の貸付けの規制を緩和し、②公的資金に当たらない寄附金等の自己収入の運用対象を、一定の範囲で、より収益性の高い金融商品に拡大しました。さらに、30年度税制改正により、国立大学法人等^{*2}に対して個人が現物資産の寄附を行い、これらの法人が当該資産を所轄庁の証明を受けた基金で管理する場合、みなし譲渡所得税の非課税要件を緩和するとともに、当該基金内での資産の代替要件も緩和しました。

第五に、教育再生実行会議において、現在の学制等が、少子・高齢化やグローバル化が進展するこれからの日本に見合うものとなっているかという観点から議論が行われ、平成26年7月3日に「今後の学制等の在り方について（第五次提言）」が取りまとめられました。この提言を受けて、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化について検討が行われた結果、28年5月に取りまとめられた中央教育審議会答申を踏まえ、29年3月10日、大学制度の中に位置付けられ、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、専門職大学及び専門職短期大学（以下、「専門職大学等」という。）の制度を設けることを内容とする「学校教育法の一部を改正する法律」案を国会に提出し、5月24日に成立しました。専門職大学等は、長期の企業内実習などを含め、教育課程の開発等を産業界と連携して行う、実践的な教育を行う仕組みです。一方で、こうした専門分野での即戦力としての「実践力」に加え、基礎教育や関連分野での教育を通じ、新たなモノやサービスを創り出せる「創造力」を有する人材育成を目的とすることなどの特徴も有しており、新たな高等教育機関としての選択肢を提供するものとなります。また、専門職大学等の制度の趣旨を活かし、既存の大学・短大の一部の組織で実践的かつ創造的な専門職業人養成に取り組む「専門職学科」についても30年1月に制度化を行い、専門職大学等と同様、31年4月に開設される予定です。

*2 本税制改正の対象は、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人及び国立高等専門学校機構です。

また、平成27年4月に施行された「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」の趣旨を踏まえ、各大学において学長のリーダーシップの下での戦略的大学運営が進むよう、各大学の改革状況のフォローアップや優れた取組の共有を図っています。

さらに、大学の事務職員・事務組織が大学運営に一層積極的な役割を果たしていく観点等から、平成28年3月に関係省令を改正し、各大学において職員（事務職員だけでなく、教員や技術職員を含む。）を対象とした研修（スタッフ・ディベロップメント）の機会を設けること等について規定したほか、29年3月にも省令改正を行い、大学事務組織の位置付けの向上を図るとともに、教員と職員とが連携・協働して職務に取り組む教職協働の必要性についても明示しました（いずれも29年4月施行）。

加えて、大学における教員養成の在り方については、教員需要の減少期の到来の一方で、教員の専門性の高度化が求められている現状から、平成29年8月29日に「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて－国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書－」が取りまとめられました。この報告書を踏まえ、国立教員養成大学・学部をはじめとした各大学はさらなる改革を進め、我が国の学校教育全体の質の向上となるよう取り組んでいます。

高等専門学校も、今後予想される就業構造・産業構造も踏まえ、工学系以外の分野での人材育成の推進等、教育の更なる充実に取り組んでいます。

このほか、地方創生に資する大学改革としては、平成29年6月9日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創成基本方針2017」において、18歳人口が大幅に減少する中、学生の過度の東京への集中により、地方大学の経営悪化や東京圏周縁で大学が撤退した地域の衰退が懸念されることから、大学生の集中が進み続ける東京23区においては、大学の定員増は認めないことが原則とされました。これを踏まえ、文部科学省としては、29年10月に申請時期が到来した30年度の収容定員増及び31年度の大学の設置について29年9月に、30年3月に申請時期が到来した31年度の学部等の設置及び31年度の収容定員増について30年2月にそれぞれ、この内容を踏まえた告示を公布しました。

第2節 高等教育の更なる発展に向けて

1 学生の主体的な学びの確立に向けた大学教育の質的転換

（1）学士課程教育

学士課程教育に関しては、平成28年3月に「学校教育法施行規則」が改正され、大学に対し、29年度以降、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の三つの方針を策定・公表することが義務付けられました。大学には、これらの三つの方針を確実に策定・公表するとともに、それらを踏まえた教育課程の体系化と構造化、学生の主体的な学修を促すアクティブ・ラーニング等の導入と拡大、学修成果の可視化や検証改善サイクル（PDCAサイクル）の導入による教学マネジメントの確立等に取り組む、知識・技能や思考力・判断力・表現力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度などの真の「学力」を育成する大学教育への質的転換を図っていくことが求められます。

こうした大学の取組を支援するため、平成29年度においては、主に次のような取組を進めています。

①大学教育再生加速プログラム（AP）：アクティブ・ラーニング、学修成果の可視化、入試

改革・高大接続、長期学外学修プログラム（ギャップイヤー）、卒業時における質保証の取組の強化に関する先進的な取組を支援することによって、大学教育の質的転換の加速を促し、大学の人材養成機能を抜本的に強化することを目的とした事業（平成29年度までに77件の取組を選定）。

- ②FD^{*3}・SD^{*4}のための教育関係共同利用拠点制度：大学教育全体として質の高い教育を提供するため、大学の教職員の組織的な研修等（FD・SD）を他大学と共同で実施する拠点を、教育関係共同利用拠点として文部科学大臣が認定する制度（平成29年度時点で14大学15拠点を認定）。

（2）短期大学士課程教育

短期大学士課程教育は、地域における高等教育の機会均等の確保、教養教育と専門教育のバランスの取れたプログラムの提供、地域の生涯学習の拠点といった役割を果たしています。

平成28年3月に「学校教育法施行規則」が改正され、29年度以降、三つの方針を策定・公表することが義務付けられました。各短期大学には、強み・特色等を踏まえ、三つの方針を一貫性あるものとして策定し、公表するとともに、それらに沿った充実した大学教育を展開していくことが求められます。文部科学省は、「大学教育再生加速プログラム（AP）」などを通じて、こうした取組を支援しています。

また、平成29年2月の中央教育審議会大学分科会の「今後の各高等教育機関の役割・機能の強化に関する論点整理」では、短期大学の機能強化を支えるために、社会人学生のニーズに応じた教育の提供方策の充実、地域における高等教育を確保するための仕組みの強化等について、早急に検討を進める必要があることが提言されています。この提言を踏まえ、中央教育審議会大学分科会将来構想部会において、地域における短期大学の機能強化について検討が進められ、文部科学省は、地域における高等教育機会確保の観点から、小規模な学科においても適切な運営が可能となるよう短期大学設置基準の改正を行いました。

（3）大学院教育

平成27年9月の中央教育審議会大学分科会審議まとめ「未来を牽引する大学院教育改革」や28年3月に定めた「第3次大学院教育振興施策要綱」を踏まえ、大学院教育の充実・強化を図っています。

特に、博士課程教育については、広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成するため、産・学・官の参画を得つつ、専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した学位プログラムを構築・展開する大学院教育の抜本的改革を支援する「博士課程教育リーディングプログラム」を平成23年から実施し、29年度までに62プログラムを支援しています。

また、「『日本再興戦略』改訂2015」において、「文理融合分野など異分野の一体的教育や我が国が強い分野の最先端の教育を可能にし、また、複数の大学、研究機関、企業、海外機関等が連携して形成する「『卓越大学院（仮称）』制度を創設する」とされました。これを踏まえ、平成28年4月に、産学官から成る「卓越大学院（仮称）検討のための有識者会議」

*3 FD：ファカルティ・ディベロップメント。大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の取組の総称。具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などを挙げることができる。

*4 SD：スタッフ・ディベロップメント。大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の取組の総称。具体的な例としては、事務職員や技術職員等を含めた教員・職員を対象とした、管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための研修などを挙げることができる。

において、「卓越大学院（仮称）構想に関する基本的な考え方」が取りまとめられ、卓越大学院を形成する分野の設定や複数の機関が連携する仕組みの基本的方向性について示されました。30年度からの本格実施に向け、各大学は構想を具体化するための検討を進めています。文部科学省としても、29年度に公募・審査等の方向性を検討するための調査研究を行う「卓越大学院プログラム（仮称）構想推進委託事業」により、その検討を加速させるため、日本学術振興会に産学それぞれの専門家からなる「卓越大学院プログラム（仮称）構想推進委員会」を設置し、29年12月に「卓越大学院プログラム 公募の方向性について－最終報告－」を取りまとめました。そして、30年度から「卓越大学院プログラム」を本格的に実施する予定です。

これらの施策を通じ、高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知及びそれに基づく価値を創造し、グローバルに活躍し未来を牽引する「知のプロフェッショナル」を育成するための大学院教育改革を推進します。

2 大学入学者選抜の改善

（1）各大学の入学者選抜

各大学はこれまで、それぞれの教育理念を踏まえ策定した「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）に基づいて、大学教育を受けるにふさわしい能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価するため、面接・小論文などの活用による評価尺度の多元化や、アドミッション・オフィス（AO）入試や推薦入試の導入・拡大といった入試方法の多様化を進めてきました。一方、一部のAO入試や推薦入試においては、学力の把握が十分に行われていないのではないかとといった指摘もあります。このため、文部科学省は、毎年、どのような入試方法であっても、学力検査や調査書の利用によって学力を把握したり、大学自らが作成した試験だけではなく資格・検定試験等を積極的に活用したりすることなどを通知し、入試方法の改善を促しています（平成29年6月1日付け 高等教育局長通知「平成30年度大学入学者選抜実施要項」）。

（2）大学入試センター試験

大学入試センター試験は、大学入学志願者の高等学校段階における基礎的な学習の達成度を判定するため、各大学が大学入試センターと共同して平成2年度入試から実施している試験です。30年度入試において大学入試センター試験に参加している大学は697大学、151短期大学で、約55万人の入学志願者（全入学志願者の約7割）が受験しており、非常に大規模な試験として発展しています。

3 大学教育の質保証のためのトータルシステムの確立

（1）設置認可制度

大学・短期大学・高等専門学校（以下、「大学等」という。）の設置や組織改編は、大学教育の国際的な通用性の確保や学生保護のため、設置審査などの所定の手続を経て行われます。文部科学大臣は大学の設置などの認可申請を受けると、申請内容が「大学設置基準」などの法令に適合しているかどうかについて、学識経験者などから成る大学設置・学校法人審議会に諮問を行います。同審議会は教学面、財政面や管理運営面について専門的な審査を行った結果を答申し、それを踏まえ、文部科学大臣が認可の判断を行います。

また、大学等が学問の進展や社会の変化に機動的に対応し、組織改編ができるよう、大学が授与している学位の種類と分野を変更しない学部・学科などについては、届出による設置を可能としています。

大学や学部などが設置された後は、基本的に大学が自主性・自律性を持って教育研究活動を行っていくこととなりますが、設置後の質保証の方策として、文部科学省は授業科目の開設状況や教員組織の整備状況など設置計画の履行状況について各大学から報告を求め、書面、面接又は実地による調査（設置計画履行状況等調査）を行っています。調査の結果、特に課題が見られる大学に対しては具体的な意見を付し、それを公表することで大学に対して主体的な改善を促しています。また、大きな課題がありながら改善が進まない大学に対しては、認可申請をしても新たな認可をしないことがあり得ることを警告して改善を促す仕組みを設けています。

(2) 認証評価制度

認証評価制度は、「学校教育法」に基づいて、国公私の全ての大学、短期大学、高等専門学校に対して、7年以内に1回（専門職大学院は5年以内に1回）、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による第三者評価（認証評価）を受けることを義務付けるものです。認証評価制度は、国による事前規制を弾力化しつつ、大学等の教育研究の質の担保を図るため、設置後の大学等の組織運営や教育研究活動等の状況を定期的に事後確認する体制を整備する観点から導入されたものです。平成30年3月現在で、14の認証評価機関（[図表2-5-3](#)）が認証評価を実施しています。

認証評価の基準・方法は各認証評価機関によって異なりますが、認証評価結果に応じて再評価の受審や要改善事項に対する改善報告書の提出を求めるなど、各認証評価機関において各大学等の改善を促す仕組みが設けられています。

また、平成28年3月には中央教育審議会大学分科会において「認証評価の充実に向けて（審議まとめ）」が取りまとめられました。この報告書を踏まえ、認証評価機関が評価すべき事項などを定める関係省令を28年3月に改正し、30年度から始まる第3サイクル評価に反映させ、内部質保証（各大学における自主的・自律的な質保証の取組）の確立や大学等の教育の質的転換を促進するような認証評価への発展を図ることを目指しています。

平成29年度は、大学141校、短期大学59校、高等専門学校4校、法科大学院13専攻、経営系専門職大学院2専攻、公共政策系専門職大学院1専攻、教職大学院9専攻、情報系専門職大学院1専攻、ビューティビジネス専門職大学院1専攻、グローバル・コミュニケーション専門職大学院1専攻、社会福祉系専門職大学院1専攻、デジタル・コンテンツ系専門職大学院1専攻の認証評価が行われました。この結果はそれぞれの認証評価機関のウェブサイトで公表されています。

図表 2-5-3 認証評価機関

分野（機関別）	評価機関名	URL
大学	(財) 大学基準協会	http://www.juaa.or.jp/
	大学改革支援・学位授与機構	http://www.niad.ac.jp/
	(財) 日本高等教育評価機構	http://www.jihe.or.jp/
短期大学	(財) 短期大学基準協会	http://www.jaca.or.jp/
	(財) 大学基準協会	http://www.juaa.or.jp/
	(財) 日本高等教育評価機構	http://www.jihe.or.jp/
高等専門学校	大学改革支援・学位授与機構	http://www.niad.ac.jp/

分野（専門職大学院）	評価機関名	URL
法科大学院	(財) 日弁連法務研究財団	https://www.jlf.or.jp/index.php
	大学改革支援・学位授与機構	http://www.niad.ac.jp/
	(財) 大学基準協会	http://www.juaa.or.jp/
経営	(社) ABEST21	http://www.abest21.org/jpn/index.html
	(財) 大学基準協会	http://www.juaa.or.jp/
会計	NPO 法人 国際会計教育協会	http://www.jiaae.jp/
助産	(財) 日本助産評価機構	http://www.josan-hyoka.org/
臨床心理	(財) 日本臨床心理士資格認定協会	http://fjcbcp.or.jp/
公共政策	(財) 大学基準協会	http://www.juaa.or.jp/
ファッション・ビジネス	(財) 日本高等教育評価機構	http://www.jihe.or.jp/
教職大学院、学校教育	(財) 教員養成評価機構	http://www.iete.jp/
情報、創造技術、組込み技術、原子力	(社) 日本技術者教育認定機構	http://www.jabee.org/
公衆衛生	(財) 大学基準協会	http://www.juaa.or.jp/
知的財産	(社) ABEST21	http://www.abest21.org/jpn/index.html
	(財) 大学基準協会	http://www.juaa.or.jp/
ビューティビジネス	(社) 専門職高等教育質保証機構	http://ibbe.lolipop.jp/
環境・造園	(社) 日本造園学会	http://www.jila-zouen.org/
グローバル・コミュニケーション	(財) 大学基準協会	http://www.juaa.or.jp/
社会福祉	(社) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟	http://www.jaswe.jp/
デジタル・コンテンツ	(財) 大学基準協会	http://www.juaa.or.jp/

(3) 情報公開の推進

大学は、公共的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、教育の質を一層向上させることが求められています。平成23年4月から全ての大学は「学校教育法施行規則」に基づき教育研究活動等の状況についての情報を公表することになっています。また、データベースを用いた国公立の大学の教育情報を公表し活用する共通の仕組みとして、27年3月から「大学ポートレート」を活用した大学情報の社会への公表が進められています。

4 地域・社会に開かれた高等教育

(1) 地域社会の核となる高等教育機関の推進

文部科学省は、「第2期教育振興基本計画」を踏まえ、地域の高等教育機関が地域との相互交流を促進し、地域から信頼される地域コミュニティの中核的存在（COC：Center of Community）になるよう、地方公共団体と連携して地域課題の解決に取り組む大学等を支援する「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」を平成25年度から実施してきました。それを発展的に見直し、27年度から、複数の大学等が、地域活性化を担う地方公共団体のみならず、人材を受け入れる地域の企業、地域活性化を目的に活動するNPO法人や民間団体等と事業協働機関を形成し、それぞれが強みを活かして雇用創出や学卒者の地元定着率向

上に取り組む事業を支援する「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」を実施しています（29年度支援件数：42件〔参画する大学等数：277〕）。

（2）社会人の学び直しの機会の充実

我が国の産業構造の急速な変化やグローバル化の進展に対応するためには、社会に出た後も知識・技能を不断に刷新していくことが重要です。さらに、女性が子育てから職場に復帰する場合など、ライフステージに対応した活躍促進のためにも、大学等における社会人の学び直しの必要性はますます高まっています。

一方で、社会人や産業界にとって大学等の教育プログラムが必ずしも実践的ではなく魅力を感じない、学費負担に対する経済的支援が十分でないといった指摘もあり、社会人の学び直しの一層の促進のためには、社会に出た者が何度でも学び直し、その都度必要な専門性を身に付けることのできる環境を整備していく必要があります。

文部科学省は、「第2期教育振興基本計画」を踏まえ、専修学校、大学、短期大学、高等専門学校等と産業界等が協働し、地域や産業界の人材ニーズに対応した社会人等が学びやすい教育プログラムを開発し実証するため、「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」において、平成29年度は62件のプログラムを採択し、社会人等の学び直しを推進しています。

また、本事業の一環として、平成26年度から、グローバル化に対応した高度な職務実施能力やイノベーションの創出に必要な資質など高度な技術や専門知識・能力等を備えた人材養成に必要な大学院レベルのプログラムの開発と実証等を行っています。

さらに、教育再生実行会議「『学び続ける』社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について（第六次提言）」（平成27年3月）を受けて、大学、大学院、短期大学、高等専門学校におけるプログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的として、社会人や企業等のニーズ（要請）に応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム（BP：Brush up Program for professional）」として文部科学大臣が認定する制度を27年7月に創設しました。29年度は、12月に42課程を認定し、過年度認定分と併せて現在222課程を認定しています。

認定されたプログラムの中には、仕事復帰を目指す主婦や職場でのリーダーを目指す女性を対象にしてマネジメント能力を養成するなどの「女性活躍」をテーマとしたプログラム、地域農業の確立に取り組む先進的な農業経営者の育成や地域資源のビジネス化につなげられる人材を育成するなどの「地方創生」をテーマとしたプログラム、非正規労働者のキャリアアップ、中小企業活性化をテーマとしたプログラムや、MBA（Master of Business Administration）、ものづくり、医療などの様々な職業分野を対象としたプログラムがあります。これらのプログラムは、各大学・大学院・短期大学・高等専門学校において開講されています。

また、認定されたプログラムであって一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣から専門実践教育訓練の指定を受けたものは、一定の要件を満たした労働者が当該プログラムを受講した際に、訓練経費の最大6割（上限年間48万円）が支給される制度を活用できます。

引き続き文部科学省は上記の取組を活用しながら社会人の学び直しの機会の充実を図ることとしています。

第3節

グローバル人材育成と大学の国際化

1 双方向の留学生交流の推進*5

社会や経済のグローバル化が進展する我が国においては、優秀な外国人留学生を獲得し我が国の成長に生かすことや、個々の能力を高めグローバル化した社会で活躍する人材を育成することが喫緊の課題となっています。

外国人留学生の数は、日本学生支援機構の調べでは、平成29年5月1日時点で前年の23万9,287人から2万7,755人増の26万7,042人になっています。また、海外に留学した日本人の数は、文部科学省の集計では、前年比236人減の5万4,676人となりましたが、留学期間がおおむね1年以内の短期留学についても把握している日本学生支援機構の調査では、日本人の留学生数は増加しており、28年度は前年比1万2,185人増の9万6,641人でした（大学等が把握している日本人学生の海外留学状況を、日本学生支援機構が調査）。政府は、「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」（25年6月14日閣議決定）及び「第2期教育振興基本計画」において、2020（平成32）年までに日本人留学生を2010（平成22）年の6万人から12万人に倍増し、外国人留学生についても「留学生30万人計画」の実現を目指して2012（平成24）年の14万人から2020（平成32）年までに30万人に倍増することを目指しています。

これらの目標の実現に向け、文部科学省は、留学促進キャンペーン「トビタテ！留学JAPAN」を推進して若者の海外留学への機運の醸成を図るとともに、企業等の協力を得た「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」の展開や国費による海外留学支援制度の拡充によって、学生等の経済的な負担の軽減等に取り組んでいます。

一方、優秀な外国人留学生を確保し、内なる国際化を図る「留学生30万人計画」の実現に向け、日本留学の魅力を向上させるため、海外での募集・選考活動が効果的に機能するよう制度改善を図るとともに、産学官の協力の下、日本国内での就職を促進するための教育プログラムの構築等の受入れ環境充実のための支援を推進しています。

2 大学の国際化

国際的に活躍することができるグローバル人材の育成を担う中核として、我が国の大学には、教育・研究環境の国際化や学生の双方向交流など国際化の推進が強く求められています。

文部科学省は、平成26年度から我が国の高等教育の国際通用性と国際競争力の向上を図るため、「スーパーグローバル大学創成支援事業」を実施しており、海外の卓越した大学との連携や大学改革によって徹底した国際化を進める37大学を採択し支援しています。29年3月には本事業における優れた取組を広く発信する基幹ウェブサイトを立ち上げ、事業実施で得た成果の共有を図っています*6。

一方、国外に目を向けると、世界的に学生の流動性が高まり人材の獲得競争が激しさを増す中、質の保証に関する国際的な高等教育の連携枠組みの形成が活発化しています。我が国がより多くの優秀な学生を確保するためには、このような取組において主導的な役割を發揮していくことが重要です。

平成23年度に開始した「大学の世界展開力強化事業」においては、我が国にとって戦略的に重要な国・地域を対象とし、単位の相互認定等、質保証を伴う国際教育連携の取組を支

*5 参照：第2部第10章第1節 1

*6 参照：<https://tgu.mext.go.jp>

援しています。29年度には、ロシア、インド等の大学との教育連携プログラム9件を新たに採択しました。また、今後のアジアにおける高等教育圏の形成を見据え、日中韓三国間で質の高い大学間交流を行う「キャンパス・アジア」等を推進しています。

ASEAN + 3の政府間の枠組みでも、質保証を伴う学生交流の促進に取り組んでいます。具体的には、平成24年にインドネシアで開催された第1回ASEAN + 3教育大臣会合にて、我が国は「ASEAN + 3高等教育の流動性・質保証に関するワーキング・グループ」を設置することを提案しました。以降毎年、各国政府の高等教育行政官によるワーキング・グループ会合を開催し、28年5月の第3回ASEAN + 3教育大臣会合では、その成果として「学生交流と流動性に関するガイドライン」の承認に至りました。現在は、「留学生のための成績証明ガイドライン」の作成や学生流動性のモニタリングに取り組んでいます。

さらに、平成29年12月、我が国は、「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」を締結しました。同規約は30年2月1日に発効し、我が国における外国人留学生や我が国からの海外留学の増加等、国境を越えた学生交流の推進、さらには、アジア太平洋地域における高等教育の質の更なる改善が期待されます。

第4節 専門人材の育成

1 医療系人材の養成

高齢化に伴う医療ニーズ（需要）の高まりなどを受け、81の医学部、29の歯学部、74の薬学部、265の看護学部学科等のほか、多くの大学において医療系人材の養成が進められています。文部科学省は、各大学と協力しながら、質の高い医療系人材を養成するための様々な取組を進めています。

(1) 医師確保への対応

地域の医師確保等の観点から、厚生労働省と連携して、医学部の入学定員について平成20年度から増員を行っています。30年度は、地域枠（医師が不足すると見込まれる地域の病院等に将来勤務しようとする学生に対する修学資金の貸与等を条件として設定する定員）による増加を含め、全国の医学部の入学定員は計9,419人となりました。

(2) 医学教育の改善・充実

各大学では、カリキュラムを策定する際の参考となるよう、医学生が卒業までに身に付けておくべき必須の実践的能力の学修目標を提示した「医学教育モデル・コア・カリキュラム」を踏まえつつ、特色ある教育が実施されています。

モデル・コア・カリキュラムは、医学教育のサイクル（6年間）に合わせて見直しを行っており、多様なニーズに対応できる医師の養成を図る観点から、平成29年3月に改訂を行いました。30年度から改訂後のモデル・コア・カリキュラムに基づく教育を開始するため、全医学部を対象としたワーク



医学部医学科の診療参加型臨床実習（身体診察）の様子
（写真提供：信州大学）

ワークショップを実施するなどの取組を行っています。

また、医学生の実臨床能力の向上を図る観点から、診療参加型臨床実習の充実に向けた取組を支援しているほか、国際的な動向を踏まえた医学教育の質保証のため、平成29年度から本格実施が始まった分野別評価の取組を支援しています。

(3) 歯学教育の改善・充実

医学教育と同様に、各大学では、「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」を踏まえつつ、特色ある教育が実施されています。

モデル・コア・カリキュラムは、歯学教育のサイクル（6年間）に合わせて見直しを行っており、平成29年3月、医学教育のモデル・コア・カリキュラムと同時に改訂を行いました。30年度から改訂後のモデル・コア・カリキュラムに基づく教育を開始するため、全歯学部を対象としたワークショップを実施するなどの取組を行っています。

また、歯科医学生の実臨床能力の向上を図る観点から、診療参加型臨床実習の充実に向けた取組を支援しているほか、国際的な動向を踏まえた歯学教育の質保証のため、分野別評価の本格実施に向けた取組を支援しています。

(4) 薬学教育の改善・充実

医療人としての薬剤師を養成するため、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」に沿った教育の確実な定着に向け、学修成果基盤型教育の推進や実務実習の充実に取り組んでいます。また、6年制の薬学部薬学科に直結する大学院として平成24年4月からスタートした大学院4年制博士課程の自己点検・評価の促進や質の高い入学者の確保など、薬学教育の更なる充実を図るための、フォローアップを行っています。

さらに、大学関係者が中心となり、全大学を対象とした分野別評価など薬学教育の質を保証する取組も進められています。

(5) 看護師等医療技術者教育の改善・充実

看護師など医療技術者の養成において質の高い医療技術者、教育者、研究者を養成することを目的とした大学・大学院が増えており、大学が養成する人材に期待が寄せられています。

一方、看護系大学の急増に伴い、教育の質の確保が課題になっています。このため、大学の学士課程における看護学教育の水準の維持向上に資するため、各大学のカリキュラム作成の参考として、学生が卒業時まで身に付けておくべき必須の看護実践能力の修得のための具体的学修目標を提示した「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」を平成29年10月に策定しました。

(6) 大学附属病院の機能強化

医療の高度化や超高齢社会等による疾病構造の変化に対応していくためには、大学及び大学附属病院において、大学卒業前（卒前）・卒業後（卒後）を通じて高度医療を支える人材の養成及び新しい医療技術の開発等を担う人材の養成を推進するとともに、地域医療の最後の砦^{とりで}である大学附属病院の機能を医療安全の確立に努めながら強化することが必要です。

このため、平成29年度は、研究マインド（素養）を持った次世代医療人材の養成拠点の形成を行う事業を支援する「未来医療研究人材養成拠点形成事業」や医療現場の諸課題等に対して科学的根拠に基づいた医療が提供できる優れた医療人材の養成を行う事業を支援する「課題解決型高度医療人材養成プログラム」を実施し、急速な医療ニーズ（需要）の変化に

対応できる次世代医療人材の養成を推進しています。

また、社会が求める優れた医療人養成のための教育や先進医療技術に関する研究開発等に積極的に取り組む国立大学附属病院に対して、教育研究環境の整備及び実施体制基盤の強化に関する支援を行っています。

(7) がん医療の取組

文部科学省は、「がん対策基本法」に基づく「第3期がん対策推進基本計画」（平成29年10月閣議決定）を実現するため、「多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材（がんプロフェッショナル）養成プラン」を実施し、がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成に取り組んでいます。

(8) 死因究明等に係る人材養成の取組

文部科学省は、「死因究明等推進計画」（平成26年6月13日閣議決定）を踏まえ、死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備等を通じて、各大学における死因究明等に関する人材養成の取組を支援しています。

2 専門職大学院

平成15年度に創設された専門職大学院（専門職学位課程）は、大学院のうち特に高度専門職業人を養成することを目的とし、理論と実務を架橋する実践的な教育を行う課程です。具体的には、教員組織としては一定割合以上を実務家教員とすること、教育内容としては事例研究や現地調査を中心に、双方向・多方向に行われる討論や質疑応答等を授業の基本とすること、教育の質保証のための方策としては教育研究活動の状況についての認証評価を5年以内ごとに受審することを義務付けること、といった内容を制度的に位置付けている課程です。29年5月現在で、法曹養成（法科大学院）、教員養成（教職大学院）、MBA（ビジネス）・MOT（技術経営）、会計、公共政策、公衆衛生、臨床心理といった多様な分野で計173専攻が設置されています。特に社会人学生の比率が約50%となっており、社会人教育の推進に一定の成果を上げてきました。

しかし、専門職大学院と社会（「出口」）との連携が不十分である等の課題が表面化するなど、専門職大学院における高度専門職業人養成の必要性に関して、必ずしも社会との間でコンセンサス（意見の一致）が十分に得られているとは言えない状況です。このため、中央教育審議会大学分科会大学院部会の下に専門職大学院ワーキンググループを設置し、教育課程や教員組織、認証評価等、専門職大学院制度全般について審議を行い、平成28年8月に「専門職大学院を中核とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について」を取りまとめました。

本報告書を踏まえ、社会（「出口」）との連携を強化する観点から、教育課程連携協議会の設置に関する制度改正を行った（平成31年4月1日施行）ほか、専門職大学院と学部等との連携の強化等を推進するために、専門職大学院の専任教員に係る要件に関する制度改正を行いました（30年4月1日施行）。

(1) 法科大学院

法科大学院は、司法試験、司法修習と有機的に連携した専門職大学院として、平成16年度に創設されました。「プロセス」としての法曹養成制度の中核的な機関として、質・量共に豊かな法曹を養成することが期待され、これまで、法曹をはじめ企業や公務部門など社会の様々な分野に修了者を輩出しています。

一方、法科大学院全体としての司法試験合格率や、法曹有資格者の活動の場の広がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるものとなり、法曹志望者の減少を招来する事態となっています。これらの課題に法科大学院教育の面から対応するために、「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定）において示された具体的方策に基づき、法科大学院改革の取組を進めています。

「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」を通じて、メリハリのある予算配分を行い、トップ・ロースクールの連携による法科大学院の魅力向上、法科大学院間の連携による教育力の向上、法学未修者教育の充実、飛び入学や早期卒業制度の活用による時間的負担の軽減、グローバル化・地域貢献への対応やICTを活用した教育による多様なニーズ（要請）への対応など、優れた先導的な取組を積極的に支援しています。また、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みである「共通到達度確認試験（仮称）」について、平成26年度から試行が進められ、本格実施へ向けた検討が行われています。さらに、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会は、法曹志望者を増やし、法科大学院教育によって社会に有為な人材として輩出できるよう、法科大学院と法学部との連携強化や、法学未修者教育の質の改善等についても議論を行っており、30年3月に「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」をとりまとめました。今後、この基本的な方向性に沿って、更に検討を深めるために議論していくこととしています。

（2）教職大学院

教職大学院は、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成と、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーとなるような現職教員の養成を目指して設立されました。平成29年4月現在、45都道府県に53大学が設置されています。

教職大学院は、学校や教育委員会との連携・協働によって、教職経験のある実務家教員の配置や学校現場における長期の実習など、学校や教育委員会のニーズ（要請）に即した体系的な教育課程を特色としており、新たな学びを展開できる実践的な指導力を持った教員を養成しています。また、教育委員会による現職教員の教職大学院への派遣数が増加傾向にあることや、現職教員学生を除く平成29年3月修了者の教員就職率が約92%と高いことなど、着実な成果を上げています。

文部科学省は、全都道府県での教職大学院設置がほぼ達成されたこと及び平成29年8月29日に「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて－国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書－」が取りまとめられたことを踏まえ、教職大学院が学校教育全体の知の拠点となるよう、更なる教育内容の質向上及び多様化・特色化を目指した取組を推進しています。

3 高等専門学校

高等専門学校は、5年一貫の専門的・実践的な技術者教育を特徴とする高等教育機関として、全国に57校が設置されています。就職志望者の就職率は毎年100%近く、産業界のニーズを捉えた人材を養成しています（[図表 2-5-4](#)）。さらに、今後予想される様々な課題に的確に応え、より質の高い教育を展開するために、平成27年5月から「高等専門学校の充実に関する調査研究協力者会議」（座長：三島良直東京工業大学長）を開催し、28年3月に「高等専門学校の充実について」を取りまとめました。本取りまとめでは、医療・農業等他分野との連携強化など「今後の高等専門学校教育の在り方と充実方策」、地域産業を支える人材の育成など「地域・産業界との連携」、国際的な技術者として活躍する能力の向上など

「国際化への対応」の三つの観点からの具体的な方策が示されています。文部科学省は、本取りまとめを踏まえ、高等専門学校教育の充実に向けた取組を進めているところです。

また、工業化による経済発展を進める開発途上国を中心として、高等専門学校教育における15歳という早期からの専門人材育成が高く評価されています。そのため、国立高等専門学校機構は、各国のニーズを踏まえた技術者教育の充実に向けて、教育カリキュラムの開発や教員研修などの支援を進めています。平成29年度には、現地教育機関等との連携拠点としてベトナムに事務所を設置し、これまでに設置しているモンゴル、タイとともに支援体制の強化を図ったところです。

図表 2-5-4 高等専門学校本科卒業者の進路状況の推移

	24年度 (25年3月卒)	25年度 (26年3月卒)	26年度 (27年3月卒)	27年度 (28年3月卒)	28年度 (29年3月卒)
卒業者数	10,101人	10,307人	9,811人	9,764人	10,086人
就職希望者数	5,908人	5,967人	5,755人	5,688人	5,829人
就職者数	5,845人	5,934人	5,717人	5,649人	5,786人
就職者割合	57.9%	57.6%	58.3%	57.9%	57.4%
就職率	98.9%	99.4%	99.3%	99.3%	99.3%
進学者数	3,913人	4,047人	3,818人	3,855人	4,108人
進学者割合	38.7%	39.3%	38.9%	39.5%	40.7%

(出典) 文部科学省「学校基本統計」

4 専門学校の現状と最近の施策

(1) 専門学校の現状

専修学校は、社会の変化に即応した実践的な職業教育、専門的な技術教育等を行う教育機関として発展してきました。特に、高等学校卒業程度を入学対象とする専門課程（専門学校）の生徒数は、平成29年5月現在約59万人で、18歳人口の22.4%が進学しており、我が国の高等教育の多様化・個性化を図る上で重要な役割を果たしています。

(2) 最近の施策

企業等との密接な連携により、実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専修学校の専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定する仕組みを平成25年8月に創設し、26年度から開始しています（認定学校数：954校、認定学科数：2,885学科（30年2月27日現在））。また、専門学校等における地域の中核的人材養成に向けた産学官連携の取組等に対する支援に取り組んでいます。

第5節

学生に対する経済的支援の充実と社会的・職業的自立に対する支援

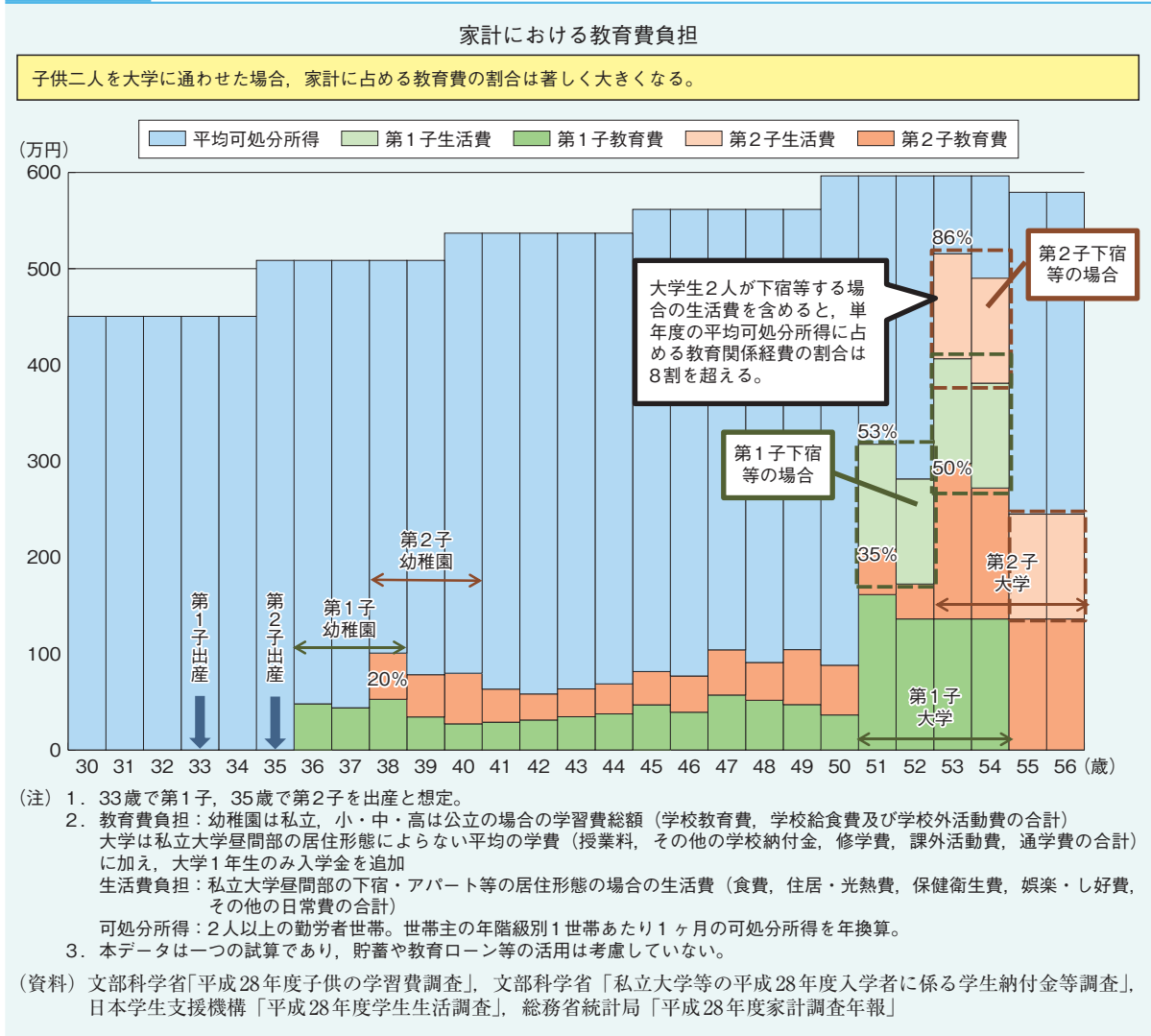
1 学生に対する経済的支援の充実

(1) 学生の経済状況

教育費支出が実際に家計にとってどれほどの負担になっているかをみると、子供二人が私立大学に通っている場合は、勤労世帯の平均可処分所得の2分の1近くを教育費が占めています。学生の経済状況において、家計が負担する教育費が大学段階で大きなものになってい

ることが分かります（図表2-5-5）。家庭の経済状況にかかわらず、誰もが安心して教育を受けることができる環境を整えることが重要です。

図表 2-5-5 家計における教育費負担



（2）日本学生支援機構の奨学金事業

①給付型奨学金をはじめとした奨学金事業の充実

文部科学省は、「ニッポン一億総活躍プラン」や「未来への投資を実現する経済対策」の閣議決定の内容等を踏まえ、平成29年度予算において、意欲と能力があるにもかかわらず経済的理由によって進学を断念せざるを得ない方の進学を後押しするため、返還不要の給付型奨学金制度を創設しました。30年度からは、29年度に創設し先行実施した給付型奨学金を着実かつ安定的に実施し、住民税非課税世帯を対象に、1学年当たり2万人に給付を行うこととしています（図表2-5-6）。また、平成30年度税制改正では、給付型奨学金について法人が寄附した金額を損金算入できる指定寄附金の対象とすることとされました。無利子奨学金については新規貸与人員を4万4,000人増員（貸与人員：51万9,000人（この他被災学生等分4,000人）、事業費総額：3,502億円（この他被災学生等分26億円））しました。この増員により、基準を満たしているにもかかわらず予算上の制約により無利子奨学金の貸与を受けられない残存適格者を解消するとともに、29年度進学者から、低所得世帯の子供たちに関する成績基準を実質的に撤廃し、必要とする全ての学生が無利子の奨学金を受けられるよ

うにしました。さらに、卒業後の本人の所得に返還月額が連動する所得連動返還型奨学金制度を導入しました。この制度の導入により、所得が低い状況でも毎月最低2,000円からの無理のない返還を可能とし、返還負担を大幅に軽減するなど、大学等奨学金事業の充実を図りました。加えて、29年度から、資金計画を含めた奨学金の利用について助言を行うスカラシップ・アドバイザーを派遣する事業を新たに開始し、セミナーの開催や相談等を通じて生徒、保護者等の理解を一層促進するよう努めています。

奨学金貸与事業には、無利子奨学金（第一種奨学金）と有利子奨学金（第二種奨学金）の2種類があり、平成29年度予算において、貸与人員は約134万人、事業費総額は約1兆766億円となっています（図表2-5-7）。有利子奨学金は在学中には利子が課されず、卒業後にそれまでの貸与額に対して低利子（30年2月貸与終了者では利率固定方式で年0.27%、利率見直し方式で年0.01%（上限3%））が課されます。また、28年10月の財政融資資金貸付金利の下限見直しにより、現在の低金利の恩恵を有利子奨学金の貸与利率に反映させています。

このほか、家計支持者の失業や被災などによって緊急に奨学金を必要とする学生等に対応するため、「緊急採用奨学金（無利子）」、「応急採用奨学金（有利子）」の申込みを随時受け付けています。

図表 2-5-6 給付型奨学金制度

平成29年度 先行実施		対象 拡大	平成30年度 本格実施
対象	私立自宅外生	児童養護施設退所者等	大学，短期大学，高専（4・5年） 専門学校の学生・生徒 （高校3年次に予約採用）
給付基準	【学力・資質】 十分に満足できる高い学習成績を収めている 【家計】 住民税非課税世帯	【学力・資質】 大学等における学修に意欲があり，進学後に特に優れた学習成績を収める見込み 【家計】 —	【学力・資質】 各高校等が定める基準に基づき推薦（成績基準の目安等はガイドライン※を作成） ※以下のいずれかの要件を満たす者から推薦 ①十分に満足できる高い学習成績を収めている ②教科以外の学校活動等で大変優れた成果，教科の学習で概ね満足できる成績を収めている ③社会的養護を必要とする生徒等で，進学後の学修に意欲等があり，進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある 【家計】 ・住民税非課税世帯
給付月額	4万円	①国公立 3万円 ②私立 4万円	①国公立（自宅） 2万円 ②国公立（自宅外） 3万円 ③私立（自宅） 3万円 ④私立（自宅外） 4万円
※児童養護施設退所者等には入学金相当額（24万円）を別途給付 ※国立で授業料減免を受けた場合は減額			

（出典）文部科学省調べ

図表 2-5-7 奨学金事業費総額

区 分	(平成29年度予算)	
	貸与人員	事業費総額
	(人)	(百万円)
無利子奨学金	522,652	352,792
大 学	397,315	253,643
大 学 院	66,530	63,334
高 等 専 門 学 校	4,632	1,777
専修学校専門課程	53,821	34,007
通 信 教 育	354	31
有利子奨学金	815,203	723,800
大 学	639,804	541,813
大 学 院	7,965	8,260
高 等 専 門 学 校	370	273
専修学校専門課程	165,138	153,578
海 外 留 学 分	1,926	2,260
入 学 時 増 額 分	(45,506)	17,616
合 計	1,337,855	1,076,592

(注) 入学時増額分の貸与人員については内数である。

(出典) 文部科学省調べ

②返還困難者への対応

日本学生支援機構の奨学金の返還は、貸与が終了した翌月から数えて7か月目から始まります。日本学生支援機構の奨学金事業は、卒業した学生等からの返還金を次の世代の学生等に貸与しており、返還金を確実に回収することが重要です。このため、日本学生支援機構は、各学校の協力を得て、学生等の返還意識を高めるとともに、返還相談体制を更に充実するなど回収業務を適切に行うための業務の見直しに取り組んでいます。

一方、災害、病気、経済困難などによって返還が困難な場合は、毎月の返還の負担を軽減する減額返還制度や返還期限を猶予する制度などによってきめ細かく対応しています。平成29年度からは減額返還制度を拡充し、現在の2分の1の減額に加え、新たに3分の1に減額することを可能とする減額幅の拡充を行うとともに、適用期間を10年から15年間に延長し、更なる負担軽減を図りました。この見直しは、既に返還を開始している方や、現在貸与を受けている在学生の方にも適用されます。

奨学金の返還に際しては、長期に渡って延滞に陥らないことが重要です。日本学生支援機構は、延滞初期段階での返還促進や返還困難時の救済措置の案内をするとともに、奨学金を受ける前の高校段階において資金計画について助言を行うスカラシップ・アドバイザーの派遣を実施しているところであり、これらを活用した延滞の防止・解消に努めています。

(3) 大学における授業料減免事業の支援

文部科学省は、経済的理由などによって授業料等の納付が困難な場合でも就学を継続することができるよう、国立大学法人運営費交付金、私立大学等経常費補助金の特別補助などを通じて、国私立大学等の授業料減免措置等を支援しています。また、公立大学については地方財政措置が講じられています。

現在、全ての国立大学に授業料減免制度があり、平成29年度の授業料免除予算額は333億円、免除対象人数は約6万1,000人になっています。全ての公立大学にも同様の制度があり、28年度実績で約1万人に対して約35億円の減免措置が行われています。また、私立大学等が実施する授業料減免等事業に対して、29年度に102億円、約5万8,000人分を補助しています。

(4) 低所得世帯の高等教育無償化

平成29年末に「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定され、所得が低い家庭の子供たち、真に必要な子供たちに限って高等教育の無償化を実現し、授業料の減免措置の拡充と併せ、給付型奨学金の支給額を大幅に増やすこととされました。詳細な制度設計については、現在文部科学省の専門家会議等において検討を進めており、30年夏までに一定の結論を得ることとしています。

(5) 大学院学生の経済的支援の拡充

「第5期科学技術基本計画」において掲げられた「博士課程（後期）在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」という目標の達成に向け、多様な財源による博士課程（後期）学生への経済的支援の充実を図ることとしています。「特別研究員事業（DC）」及びフェロシップ、TA（ティーチング・アシスタント）^{*7}やRA（リサーチ・アシスタント）^{*8}等としても活用可能な競争的な経費の充実を図ることによって、大学院生に対する経済的支援の拡充に取り組んでいます。

また、日本学生支援機構は、大学院で無利子奨学金の貸与を受けた者のうち在学中に特に優れた業績を上げた学生について奨学金の返還免除を行っています。平成30年度入学者から博士課程（後期）の大学院業績優秀者免除制度の拡充を行い、経済的負担を軽減することで博士課程（後期）への進学を促進することとしています。

(6) 奨学団体等の奨学金事業

奨学金事業は、日本学生支援機構のほかに特例民法法人や地方公共団体、大学や企業などによって、多様な形態で幅広く実施されています。平成25年度の日本学生支援機構の調査によると、約2,500の奨学団体等が、約15万6,000人の奨学生に対して、総額で約632億円を支給しています。なお、一定の奨学団体に対する寄附金には、税制上の支援措置が講じられています。

2 学生の就職活動支援及び大学におけるキャリア教育・職業教育の充実

(1) 学生の就職活動

文部科学省と厚生労働省は、毎年共同して大学等卒業者の就職状況を調査しています。平成28年度の就職率は、大学の学部卒業者は前年同期比0.3ポイント増の97.6%、大学、短期大学、高等専門学校全体では0.2ポイント増の97.7%となり、いずれも平成8年度の調査開始以来最高となりました（[図表 2-5-8](#)、[図表 2-5-9](#)）。

*7 TA（ティーチング・アシスタント）：優秀な大学院学生に対し、教育的配慮の下に、学部学生等に対するチュータリング（助言）や講義・実験・実習・演習等の教育補助業務を行わせ、大学院学生への教育訓練の機会を提供するとともに、これに対する手当の支給により、大学院学生の処遇の改善の一助とすることを目的としたもの。

*8 RA（リサーチ・アシスタント）：大学等が行う研究プロジェクト等に、教育的配慮の下に、大学院学生等を研究補助者として参画させ、研究遂行能力の育成、研究体制の充実を図るとともに、これに対する手当の支給により、大学院学生の処遇の改善の一助とすることを目的としたもの。

図表 2-5-8 平成28年度大学等卒業者の就職状況

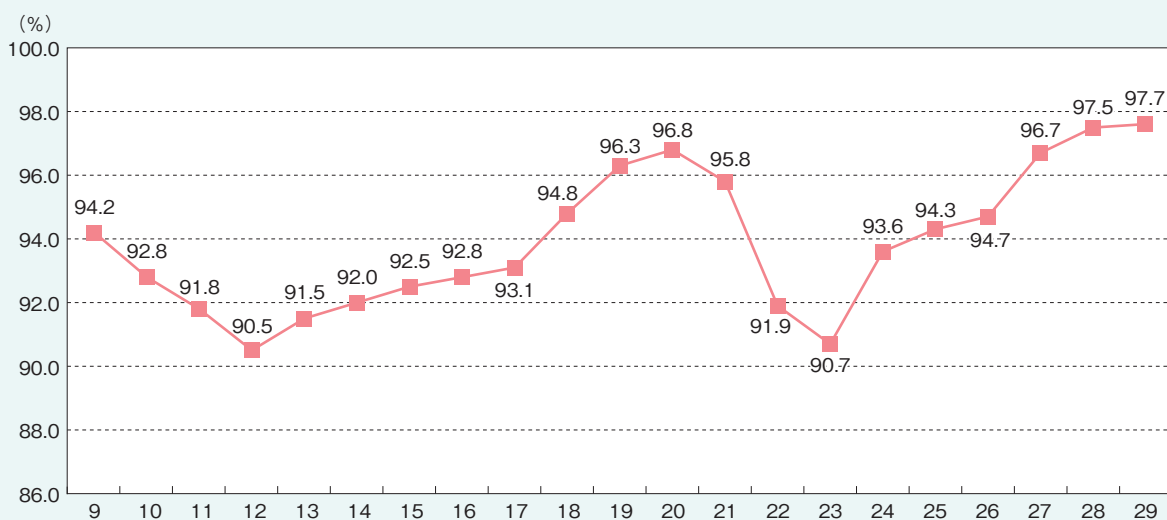
(平成29年4月1日現在)

区分	就職希望率	就職率
大学	74.7% (0.7)	97.6% (0.3)
うち		
国公立	55.3% (2.1)	97.3% (0.2)
私立	84.3% (0.0)	97.7% (0.3)
短期大学	82.3% (1.0)	97.0% (▲0.4)
高等専門学校	58.0% (▲4.0)	100.0% (0.0)
計	74.2% (0.4)	97.7% (0.2)

(注) 1. 就職希望率とは、抽出学生数に対する就職希望者の割合。
就職率とは、就職希望者に対する就職者の割合。
2. () 前年度調査からの増減値 (▲は減少)。

(出典) 文部科学省, 厚生労働省「大学等卒業者の就職状況調査」

図表 2-5-9 就職率の推移



(注) 数値は各年4月1日現在の大学、短期大学及び高等専門学校全体の値を示す。

(出典) 文部科学省, 厚生労働省「大学等卒業者の就職状況調査」

大学等卒業者の就職環境は改善していると考えられますが、文部科学省は、厚生労働省と連携して、就職を希望する学生等が卒業までに一人でも多く就職することができるよう、大学等と新卒応援ハローワーク等との連携を促すことで、就職支援の一層の充実を図っています。

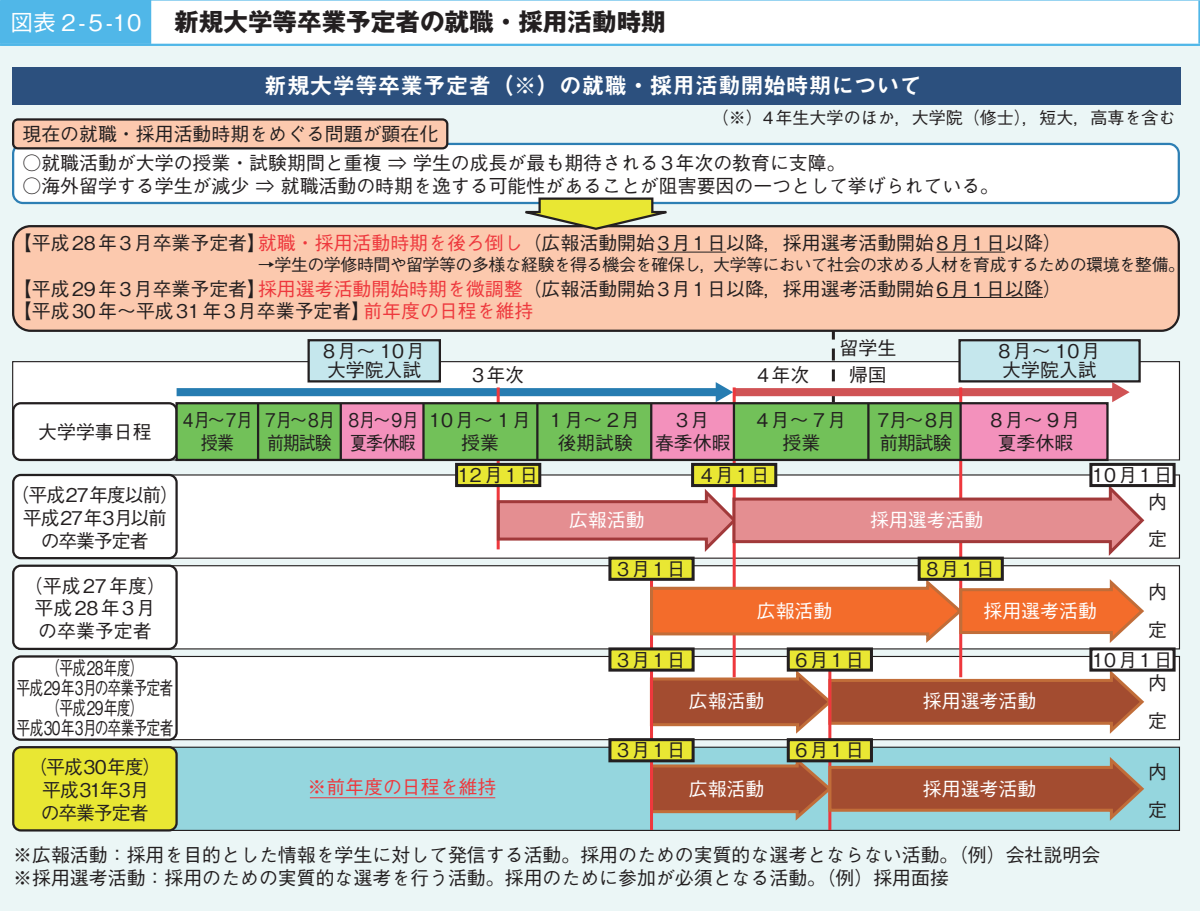
(2) 学生の就職・採用活動開始時期

大学生等の就職・採用活動の開始時期については、大学等関係団体や各経済団体からの提言を踏まえ、平成25年4月、政府から経済団体に対し、学生の学修時間や留学等の多様な経験を行う機会を確保するため、27年度卒業・修了予定者から、広報活動の開始時期を卒業・修了前年度の3月1日以降（従来は同12月1日以降）に、採用選考活動の開始時期を卒業・修了年度の8月1日以降（従来は同4月1日以降）に変更することを要請し、時期の変更がなされました。

平成27年度の就職・採用活動については、広報活動開始時期の後ろ倒しにより、卒業・修了前年度までは学生が学業に専念できたと評価されるなど、就職・採用活動開始時期の変更の成果が確認されました。一方で、採用選考活動を開始時期の8月1日より前に実施した企業等が多くあったこと等により、結果として学生の就職活動が長期化した等の課題が指摘

されました。このため、企業側、大学側、関係府省において議論を行い、28年度卒業・修了予定者については、学生の学業への配慮を十分に行いながら、採用選考活動開始時期を卒業・修了年度の6月1日以降に変更することになりました。

平成28年度の就職・採用活動では、指摘された課題がおおむね是正され、大きな混乱は見られなかったことから、経済団体、大学等、関係府省において議論を行い、29年度卒業・修了予定者については、28年度と同様の時期（広報活動開始：3月1日、採用選考活動開始：6月1日）が維持されました。さらに、29年度の就職・採用活動においても大きな問題は見られなかったことから、30年度も同様の時期とすることになりました（図表2-5-10）。



平成29年4月10日には、一般社団法人日本経済団体連合会が「採用選考に関する指針」等を改定し、5月11日には、就職問題懇談会が「平成30年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」を策定しました。

政府においても、平成29年5月16日に、約440の経済団体・業界団体を通じて各企業に対し、内閣官房、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省から、就職・採用活動開始時期の設定の趣旨に沿った広報活動・採用選考活動を実施するよう要請を行いました。

文部科学省は、引き続き関係府省と連携し、大学等、経済界と一体となって、就職・採用活動が円滑に実施されるよう、必要な取組を進めることとしています。

（3）大学におけるキャリア教育・職業教育の充実

大学等のキャリア教育において、学生の産業や職業に関する理解を深める取組の実効性を高めるため、企業等による採用選考と直接結び付かない協力も不可欠です。

平成26年9月16日、就職問題懇談会において、キャリア教育としての学内行事と採用を

目的とした広報活動としての「企業説明会」を明確に区別するため、「企業等の協力を得て取り組むキャリア教育としての学内行事実施に関する申合せ」を策定し、一般社団法人日本経済団体連合会も申合せに賛同して「『採用選考に関する指針』の手引き」を改訂しました。

(4) 大学等におけるインターンシップの推進

大学等において教育の一環として行われるインターンシップは、学生の大学等における学修の深化や新たな学習意欲の喚起につながるとともに、主体的な職業選択や高い職業意識の育成が図られる有益な取組です。このようなインターンシップを推進するため、平成26年4月に文部科学省、厚生労働省、経済産業省の3省は「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」の一部改正を行いました。

平成28年度から、「インターンシップの推進等に関する調査研究協力者会議」を開催し、適正なインターンシップの普及に向けた方策や更なる推進に向けた具体的方策等について検討を行い、29年6月に「インターンシップの更なる充実に向けて議論の取りまとめ」を取りまとめました。その検討結果を踏まえ、大学や企業等においてモデルとなり得るプログラムの普及など、各種施策に取り組んでいく予定です。

なお、文部科学省では、参加した学生等が文部科学行政に対する理解を深めるとともに、職業への適性や将来設計を考え、主体的に将来の職業を選択することを目的に、文部科学省インターンシップを実施しています（平成11年度から夏期、14年度から春期、25年度から長期のインターンシップを開始）。29年度は247人（夏期156人、春期91人）の学生を受け入れました。